

一時預かり事業の料金改定について

11 住み続けられる
まちづくりを

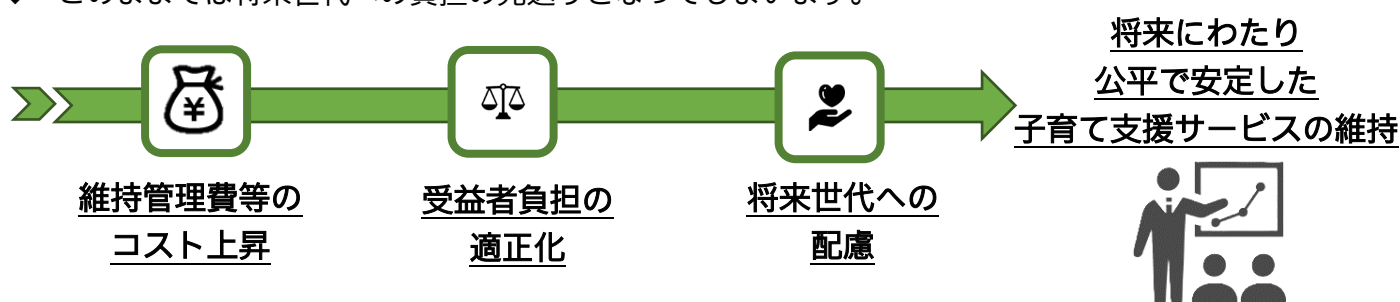


令和9年4月1日より、利用料金を改定いたします

Q なぜ今、見直しをするのですか？

将来にわたり、公平で安定した子育て支援サービスを維持していくためです。

- ◆ 利用料金が長年据え置かれているため、その間に維持管理費や光熱道費等のコストが上昇しています。
- ◆ 現行の額と本来利用者の方に求める受益者負担分との乖離が大きくなっています。
- ◆ このままでは将来世代への負担の先送りとなってしまいます。



Q 新しい料金は？

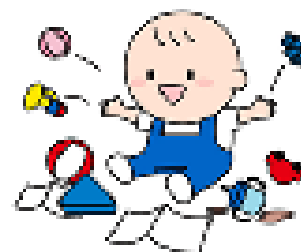
公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準に基づき、以下の料金に改定します。

利用時間	改定前	改定後 (令和9年4月1日～)
4 時間30分以内	500円	700円
4 時間30分を超えて 9 時間以内	1,000円	1,400円
9 時間超	1,300円	1,800円

Q 新料金が適用となる施設は？

以下の一時預かり実施施設（5 か所）で適用となります。

- ◆ 西部地域子育て支援センター
- ◆ 北部地域子育て支援センター
- ◆ 柴宮保育所内一時預かり室
- ◆ 大成保育所内一時預かり室
- ◆ ニコニコこども館一時預かり室



お問い合わせ先

郡山市役所 西庁舎 3 階 こども部 保育課 電話 024-924-3541